

## 【史料紹介】

長崎歴史文化博物館所蔵「申閏三月寄場掛之節肥後八代久摩表楮買入并楮苗買入として大村迄罷越候一件」

吉岡 誠也

はじめに

「申閏三月寄場掛之節肥後八代久摩表楮買入并楮苗買入として大村迄罷越候一件」（目録通番一〇、収蔵番号…一三六〇二一、以下「一件」と略記する）は、万延元年（一八六〇）二月から閏三月にかけて、本山騰之丞（美利）が肥前国大村と肥後国球磨郡へ楮苗・楮を買い付けに行った際の関係史料である。騰之丞は、安政三年（一八五六）に本石灰町の乙名見習いとなり、文久二年（一八六二）に父重兵衛の跡を継ぎ乙名に就任した。「申閏三月寄場掛之節」とあることから、地役人として、奉行所に設けられた寄場掛の実務を担う立場にあったものと推測される。

「一件」には、袋一点のほか、縦帳・横帳・状・綴と様々な形態の史料二〇点があり、内容は、楮・楮苗の購入費用や諸経費の書付が中心で、旅籠料の受領証なども含まれている。小稿では、このうち主要なものを翻刻・紹介する。なお、目録通番一〇〜一三（収蔵番号…一三六〇二一〜二〇四）も本件の関連史料で、同じく諸経費の書付や旅籠料の受領証、人馬船賃の書付である。

ただし、なぜ騰之丞が球磨や大村へ楮の買付けに赴いていたのか、その理由を直接示す史料は本山家文書にはない。そこで小稿では、寄場掛、すなわち長崎における人足寄場の設置と産業育成策について考察を加えることで、その背景を検討してみたい。

## 一、長崎における産業育成策と人足寄場

安政五年（一八五八）の通商条約締結により、それまでの長崎貿易の構造が変わると長崎は貿易利潤の多くを失うことになった。すでに弘化年間以降、唐船の来航数が減少し、嘉永六年（一八五三）には欠航も経験するなど長崎会所の財政は大きな打撃を受けていたが、自由貿易の開始はさらに決定的なダメージを与えたのである。開港時の長崎奉行岡部長常が「土地永続之基ニ可相成仕法相立不申候而は、一港之興廢ニも拘り候」と述べているように、都市運営費の多くを貿易利潤に依存していた長崎は、都市の存続が危ぶまれ、それに代わる財源の確保と都市の維持・再建が大きな課題となっていた。

その一つの対策として、産業育成が推し進められるようになった。長崎では天保期から楮や櫨の植付け奨励、櫨実の他領売却禁止など産業育成が奨励されていたが、開港前後から本格的に試みられるようになったのである。

櫨実は、嘉永期頃から西日本各地で専売化が進み、日蘭貿易の輸出品として注目され始めた。長崎では安政三年一〇月に、長崎代官が「櫨木仕立方永続」の取調べを長崎奉行から命じられている。翌年に、オランダへ輸出する白蠟不足解消のため櫨樹の増産が長崎奉行水野忠徳から代官へ命じられると、九月に合計三八、〇〇〇本余の苗木植樹計画が立てられた。

次いで同六年九月、長崎奉行岡部長常は、戸町村に五町歩の「植物場」を設置し「国益相成候草木類」の植樹計画を立てた。この「植物場」で「外国貿易之品等出来」れば、「長崎会所潤助筋」にもなるだろうと見込んでいた。また十一月には、長崎代官が長崎村、浦上村山里・淵の三か村の庄屋に対して、前年に幕府が「異国渡ニも

可相成間、櫨・漆・楮・茶之類、地味ニ応植付、多分ニ作出し、国々生産相増候様、厚世話可致」と外国貿易も見込んだ国産品増産を全国へ命じていたことを踏まえ、村々へも積極的な取組みを申し渡している。<sup>10</sup>この申渡しによれば、櫨に加えて、生糸生産のための養蚕・桑の植付けや製茶、楮の植付けと紙漉き、漆・紅花の生産などが奨励されていた。

このように開港期の長崎では、都市の再建を目指した産業育成が試みられていたのである。

一方、当該期の長崎では、治安対策の一環として無宿保護政策が行われていた。その具体的な施策が人足寄場の設置である。長崎の人足寄場は、天保一三年（一八四二）に勘定奉行が全国的な設置を命じたのを受けて、翌年閏九月に長崎代官が具体的な設置案を提出していた。しかし理由は不明ながらこの時点では代官の案は採用されず、人足寄場の設置は実現されなかった。それが安政六年（一八五九）になり、ようやく実現されることとなり、大黒町に四〇八坪、隣接する長崎村船津浦に一一坪二合五夕の計四一九坪余の敷地に施設が設置された。<sup>11</sup>

万延元年（一八六〇）二月一日、人足寄場に関して長崎奉行所より代官へ左の廻状が達せられた。<sup>12</sup>

人足寄場の儀ハ、無宿共所々立廻り悪事いたし良民之害に相成候者を被遣、御入用を以御撫育被成下候上、夫々教諭を加へ、且運動のため手業申付、出来之品々は御払之上代銭之内方元手其外雑費ヲ引去、余分ハ其者共改心赦免之節渡遣し候事ニ有之、且又市中之者共不行跡ニ而町内手余候者共願之上、自分入用を以懲之ため溜江遣し候ハ旧来之仕来ニ候得共、向後ハ家業不精出、喧嘩口論又は博奕其外種々悪事ニ携候者は親族并町役人共

方再応及異見、其上ニも所業不改もの訴出るにおいてハ、自分入用ニ不及寄場江遣教諭いたし、改心之上ハ年月之多少ニ不拘、速ニ居町江引渡遣し候事ニ候、右体御仁慮之御趣意市巾一統末々迄行届候様可申渡候、依之寄場人足共江申渡書写為心得相渡候条、其旨可相心得候、  
右之通年番町年寄江申渡候間、郷中江も同様可被申渡候、  
右之通達有之候条可得其意候、此廻状早々順達留方可相返候、  
以上、

申二月朔日

御代官

御役所

三ヶ村并七ヶ村

右村々役人

人足寄場は、「悪事いたし良民之害」になる無宿を收容し、奉行所の負担で「撫育」し「教諭を加へ」る施設とある。收容中は「手業」を申し付け、できた「品々」は売却し元手などの諸経費を差し引いて残った分は、收容者が「改心」して釈放される際に支給されることになっていた。

この廻状が長崎奉行所から達せられていること、安政六年八月に奉行所内に設置された寄場掛に長崎奉行支配向の小柴喜左衛門・井上広輔・吉田邦次郎が任ぜられていることから、長崎代官が設置を試みていた天保期の構想とは異なり、奉行所が直接運営していたことがわかる。

では、收容者は具体的にどのような「手業」をしていたのだろうか。例えば安政六年九月の長崎奉行から長崎代官への達には、「寄場人足共江櫨蠟絞方手業申付候ニ付、其方支配所村々方出産之櫨実不残大黒町寄場役所江御買上為取計候積ニ有之」とあり、代官支配の村々

で生産された櫨実は今大黒町の寄場役所が買い上げ、人足に「櫨蠟紋方」を行わせていた様子が看取できる。また万延元年三月二十九日には、代官支配地に楮苗二〇、〇〇〇本を植え付け、成木し伐採する際には「相当之相場を以寄場江買上」ることが奉行所から代官へ申し渡されている。同年一二月には、「人足寄場ニおみて紙漉方御開業相成候趣承知」した炉粕町小薬屋忠次郎・柁島町平田兵甫・桶屋町三隅屋源三郎が、楮苗の支給と植付けを願ひ出ている。ここから、櫨実と同様に代官支配地で生育した楮を寄場役所で買い上げて、人足たちに紙漉きを行わせていたことが指摘できる。

長崎奉行岡部長常は、万延元年一月に在府の長崎奉行支配組頭へ宛てた書状において、人足寄場には人足が一〇〇名余収容されており手狭な状況であることを伝えつつ、「大ニ取締之一助」となっていると評価している。このような人足寄場への認識を背景に、岡部は土地の永続を目的とする産業育成策と人足寄場設置による社会政策とを関連させながら展開していたと考えられる。

## 二、本山騰之丞の楮・楮苗買付け

ここでは、騰之丞の楮・楮苗買付けについて具体的にみていくことにしよう。【史料2】によると、騰之丞はまず、万延元年（一八六〇）二月二一日より二五日まで大村へ楮苗の買付けに赴いている。大村では、楮苗一、七三〇本を銭九貫一〇文で買い集め、その他に「応連（黄連）」一三斤半を一貫六八〇文で、「応連（黄連）種」四合を二〇〇文で購入している。黄連は紙を漉く際に使用されるといふ。また吉田助太郎が三月七日から一三日まで「苗植付方伝授」として長崎に赴いており、その人件費として二貫文、さらに「楮苗植付場江御用杭」を設置するための丸太代として三〇〇文が計上されている。

る。

次いで騰之丞は、「小者」「職方之もの」を各一名連れて、三月晦日より閏三月一八日まで球磨へ楮の買付けに赴いた。このことは、【史料2】の最終丁に記されているが、この丁は本来「楮苗御買入として大村江出役仕候諸雑用之儀申上候書付」と対になる球磨郡へ買付けに行った際の史料の末尾に該当するものだと思う。

「安政七年閏三月白楮買入諸勘定帳」（史料3）によると、騰之丞は白楮一、一六七貫六〇〇目（二七、三〇一斤半）を銀一六貫一、二八八歩八厘で買い付けている。白楮は、楮の樹皮から表皮を取り除いたもので、楮紙の原料となるものである。この時の受領証（史料5）から、岡文助という人物から白楮を購入したようである。

【史料7】は表紙はないが、球磨で白楮を買い入れた際の費用書付で、【史料2】最終丁の前欠部分に該当する可能性が高い内容である。ここでは楮七、二九七斤半とあるが、これは【史料3】にあるように、実際に長崎に運搬した後確認した際の量を指す。騰之丞は八代から「楮買入方功者之者」一名を連れて行っており、「書簡届覚帳 金銭諸遣払覚帳並注文覚帳」（目録通番一、収蔵番号一三 六〇二―二）には、「一、金式歩 八代惠蔵方渡ス、挨拶として遣ス」とあり、【史料6】の宛先にも「惠蔵様」と見えることから、「功者之者」とは惠蔵のことだと考えられる。なお、【史料4】（史料6）には、惠蔵の他に倉本松助・吉田屋伊八の名前が見える。

「一件」の「覚」（一八）の綴には、「吉田伊左衛門」宛の旅籠料の受領証が含まれており、【史料7】に「職方伊左衛門」とあることから、吉田屋伊八と伊左衛門は同一人物であり、騰之丞が長崎から連れて行った「職方之もの」は吉田伊左衛門、「小者」が倉本松助と考えるとよさそうである。

騰之丞が購入した白楮は、球磨から八代までは川船五艘で、そこから茂木村までは船一艘で運送され、茂木村からは馬四〇駄で運ばれ、寄場役所へ納入された。

以上の経緯からは、奉行所の御用として大村から楮苗とともに植付・育成に熟達した人物を呼び寄せ楮の生産に取り組む一方で、球磨からは紙漉きの原料となる白楮を調達していたことが指摘できる。すなわち騰之丞は、寄場掛の地役人として人足寄場の運営に携わるなかで、人足たちに「手業」として紙漉きを行わせるために原料調達の役割を担っていたのである。

### むすびにかえて

雑駁ながら、本山騰之丞が大村と球磨へ楮苗・楮の買付けに行つた背景を検討し、「一件」の内容を紹介してきた。ただ残念ながら、なぜ買付け先が大村と球磨だったのか、という肝心な部分については全く言及できていないし、史料にみえる人物についても詳細は分からない。八代で「功者之者」を雇い入れた上で球磨へ赴いていることを踏まえると、何らかの関係が以前からあったようにも思えるが、推測の域を出ない。

しかし、人足寄場や産業育成に関する史料が豊富ではない現状において、「一件」は寄場掛の地役人が他領へ製紙原料を買付けに行つていた事実を明らかにする興味深い史料である。開港期の都市政策に地役人がどのように関わっていたのかを考えるための新しい視点でもある。この点については、さらなる史料の発掘を含めて後考を期したい。

(文化庁文化財第一課文化財調査官)

### 注

- 1 越中哲也編『慶応元年明細分限帳』長崎歴史文化協会、一九八五年。
- 2 「書簡届覚帳 金銭諸遣払覚帳並注文覚帳」(目録通番一一、収蔵番号・一三 六〇二―二) 表紙の墨書「安政六年」は「安政七年」の誤りであろう。
- 3 中村質「長崎会所と安政開港」(『九州文化史研究所紀要』二二、一九七七年)。
- 4 『幕末外国関係文書』四六卷九四号。
- 5 森永種夫『幕末の長崎』(岩波書店、一九六六年)。
- 6 横山伊徳「日本開港とロウ貿易」(明治維新史学会編『講座明治維新 第六卷 明治維新と外交』有志舎、二〇一七年)。
- 7 森永種夫編『長崎代官記録集』中巻、犯科帳刊行会、一九六八年。
- 8 森永種夫編『長崎代官記録集』下巻、犯科帳刊行会、一九六八年。
- 9 『幕末外国関係文書』二七卷一八一号。
- 10 『幕末外国関係文書』二九卷八七号。
- 11 森永種夫「長崎人足寄場」(人足寄場顕彰会編『人足寄場史』創文社、一九七四年)。
- 12 長崎歴史文化博物館所蔵「御触留 安政六年〜明治元年」(収蔵番号・一四 五八一―二)。
- 13 『幕末外国関係文書』第二六卷三七号。
- 14 前掲「御触留 安政六年〜明治元年」。
- 15 長崎歴史文化博物館所蔵「金井八郎翁備考録 第三下 長崎諸取計方 産業方」(収蔵番号・一九 一一―一三―三)。
- 16 前掲『長崎代官記録集』下巻。

17 『金沢文庫古文書 第十七輯 依田家文書』一九六一年。

18 【史料3】では七二九六斤半となっているが、「六」と「七」のどちらかの誤記であろう。

長崎歴史文化博物館所蔵「申閏三月寄場掛之節肥後八代久摩表楮買入并楮苗買入として大村迄罷越候一件」翻刻

《凡例》

- ・長崎歴史文化博物館所蔵「寄場方掛之節八代久摩表楮買入二罷越候一件」（収蔵番号…一三一六〇二―一）の一部を翻刻する。本史料は、目録通番に（〇）ゝ（二〇）の枝番号が付されているため、翻刻史料は「目録通番一〇―（〇）」のように記載する。
- ・虫損や破損等による文字の欠失は□、墨による抹消、難読文字は■とした。
- ・適宜読み点を付し、改行は字詰めとした。
- ・「者」は「は」とした。

【史料1】目録通番一〇―（〇）  
（袋表）

「申閏三月寄場掛之節肥後八代久摩表楮買入并楮苗買入として大村迄罷越候一件」

美利

【史料2】目録通番一〇―（一）  
（表紙）

「楮苗御買入として大村江出役仕候諸雑用之儀申上候書付

本山騰之丞」

覚

一、九貫拾文

楮苗千七百三拾本

但壹本二付五文替

一、壹貫六百八拾文

応連拾三斤半

但壹斤二付百四拾八文替

一、貳百文

応連種四合代

一、四百拾貳文

楮苗買入之節世話いたし候者江太義料

一、七百元

右苗持越候人足貳人雇賃

一、貳貫文

右苗植付方伝授として罷越候大村吉田

助太郎三月七日方同十三日迄日数七日

旅籠料

一、金貳歩

右之者滞留中并往返諸入用も相掛候義

二付為挨拶差遣ス

一、<sup>(六カ)</sup>百六拾文

大村岩崎榮繁義、諸苗差送り方并植付

方□□厚く世話致候□□□燒茶出壺ツ

差送候<sup>(八カ)</sup>□目

右茶出外箱拵代

楮苗植付場江御用杭取建候丸太三本代

楮苗植付之節糞并人足藁んじ代

此金貳両三朱卜

百八拾文

七十七文

□□

一、銀百目

支度料

十、三拾貳文

上用卅十田長崎出立イキリキニ而昼食

致候節茶代

南所方木村城下にて乗合船賃

十、貳貫五市文

二月廿一日方同廿五日迄日数五日大村

廿七匁五分

滞留中私上下式人旅籠料

一、四市文

但一日五匁五分也

廿五匁

右宿屋茶代  
筆紙・墨・蠟燭・茶代、其外雜用一式

御渡切之分

但一日五匁也

十、八市文

木村方長与迄船電艘借賃

十、三拾貳文

長与ニ而昼食之節茶代

十、金貳口

大村滞留中岩崎□□方江苗買入之義ニ  
付□□罷越酒肴等差出候ニ付土産之品

調及挨拶候入申

往返上下式人藁んじ代

十、貳市文  
百五十式匁五分 七貫貳百文也□拾五貫貳百八十八文

此金 兩□歩

七拾四匁替 金貳両四百三十文

錢 拾□貫六百<sup>六</sup>拾文

四貫貳市木拾四文卜

金貳朱

一、壹貫貳百四拾八文

職方嘉市雇賃日数五二分

一、壹貫貳百四拾八文

但一日貳百四拾八□□

一、三拾貳文

右嘉市二月廿一日方廿五日迄日数五日  
滞留中旅籠料

代

右同人イキリキ并長与ニ而昼食之節茶

貳貫五百三拾貳文 五兩貳朱

此金<sup>■</sup>步壹朱錢貳百八拾<sup>文</sup> 錢貳朱

合 錢貳拾貳貫七百貳拾八文卜

此金三兩貳朱卜貳百貳拾八文

金貳步貳朱 三朱卜四百四十七文

五兩貳朱之貳文<sup>■</sup>不足

三口

金<sup>■</sup>三兩主歩卜貳市貳拾八文

合金

此処ニ

金四兩

御前渡

差引残

金三朱卜錢貳市貳拾文

右は楮苗御買入として当二月廿一日方廿五日迄日数五日、私上下職





(半丁白紙)

- 一、五拾貳匁五分 職方伊右衛門日数廿一日雇賃
- 一、五拾貳匁五分 同伊右衛門日数廿一日旅籠代
- 一、金<sup>金</sup>兩貳歩貳朱 肥後八代方茂木村迄舟一艘雇賃
- 十、五拾七匁
- 一、百四匁五歩 私上下式人日数十九日旅籠代
- 一、九拾五匁 但老日式<sup>三</sup>匁五歩<sup>匁</sup>下 日々雑用

【史料4】目録通番一〇一(五)

覚

- 一、白楮千七百七拾三貫四百目
- 内五貫八百目 帰り楮

差引

千六百六拾七貫六百目  
代拾六貫百拾貳匁

八分八厘

内五貫目

受取

差引残而

拾壹貫百拾貳匁

八分八厘

右之通壳渡シ申候、以上、

閏三月十二日

岡文助<sup>㊟</sup>

倉本松助様

(後欠力)

【史料5】目録通番一〇一(五)

覚

楮代

- 一、拾六貫百拾貳匁八分八厘
- 此処二
- 金六拾貳兩壹歩
- 代拾五貫四百三拾八匁
- 差引残而
- 六百七拾四匁八分八厘 不足

外二

- 一、貳拾貳匁 昨日つり銀渡し
- 一、三匁七歩 今日つり銀渡し

七百目

御上納

五分八厘 不足分

右之通楮代銀受取算用慥ニ相濟申候、以上

閏三月十二日

岡文助<sup>㊟</sup>

倉本松助様

吉田屋伊八様

【史料6】目録通番一〇一(六)

覚

- 一、楮壹貫ニ付拾三匁八分替

右之通壳渡シ代銀之内預銀五貫目慥ニ受取申候、以上

閏三月十一日

文助<sup>㊟</sup>

慶藏様  
松助様

【史料7】 目錄通番一〇一（二一〇）

一、金六拾四兩三步卜

楮七千貳百九拾七斤半

貳百三拾貳文

但壹斤二付六拾壹文

一、金貳朱

七嶋壹貫代

一、金壹兩三步卜

肥後萩原改所二而運上

三百文

一、金<sup>貳兩</sup>兩<sup>貳步</sup>貳<sup>貳朱</sup>步

楮持越候節球磨方肥後八代迄川船五艘雇賃

壹艘二付貳<sup>貳</sup>三貫三百七十文

一、錢貳貫百文

嶋原港方肥後小嶋迄船壹艘雇賃

一、金壹兩貳步貳朱

肥後八代方長崎茂木村迄舟壹艘雇賃

一、金壹兩貳朱

八代<sup>主</sup>而球磨<sup>磨</sup>功者<sup>功</sup>之者<sup>者</sup>壹人召連候二付、旅籠料其外雜用為挨拶遣候入用

一、同貳朱

三月廿一日茂木村方楮差送候節兩人出役仕候諸雜用

（頭注）「壹兩貳步壹朱卜  
貳百拾六文」

一、金<sup>壹兩</sup>貳<sup>步</sup>步<sup>貳朱</sup>朱卜

茂木村方寄場御役所迄楮持越候節馬

■百<sup>四</sup>拾<sup>小</sup>文

四拾駄雇賃■<sup>拾</sup>

七貫金貳百六拾八文

但壹駄二付貳百五十六文

拾貫七百八文

筆紙・墨・蠟燭・茶代、其外雜用一

一、銀九拾五匁

式御渡切

一、同百四匁五分

但一日五匁宛  
三月晦日方閏三月十八日迄日數十九

日旅役中私小者貳人旅籠料

但一日五匁五分宛

〆百九拾九匁五分

職方伊左衛門雇賃日數廿二日分

此金貳兩貳步三朱卜三拾文

但一日貳百四拾八文

七十四匁壹分替

一、錢五貫貳百四拾八文

右同人三月晦日方閏三月廿一日迄日數廿二日滯留中旅籠料

一、同五貫貳百四拾八文

但一日貳百四拾八文

〆拾貫五百文

但一日貳百四十四文

此金

此金壹兩貳步三朱卜貳百九拾四文

金拾貳兩主步壹朱貳步貳朱

鐵貳貫七拾貳文 此金壹分貳朱 貳貳〇〇文

三貫<sup>九百</sup>〇〇文八拾六文 此金壹步主朱八拾文

貳朱卜

百貳拾貳文

四百廿六文

金又拾三兩壹朱

四百廿六文

合金拾壹兩貳步壹朱卜

貳步貳朱

合金七拾七兩三步貳朱卜

貳步貳朱

錢四百廿六文

四百廿六文